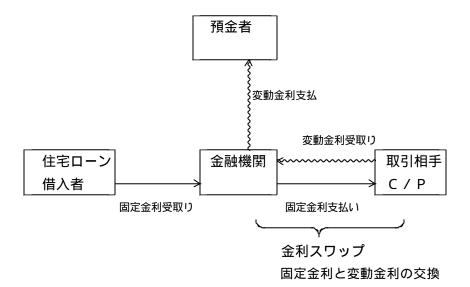
			現在の主な	ファンディング	調道	達手法やリスクヘッジなと	ごに工夫したファンディン	グ	
		リ ス ク の 内 容	財政融資資金の借入を原	預金等短期の資金を原資	預金等短期の原資 + 金利	社債発行による長期の原	証	券 化	備考
			資とする住宅公庫融資	とする民間金融機関融資 (ヘッジングなどを行わない単純なケースを想定)	スワップ等のヘッジング	資調達	民間のみによる仕組み	ジニーメイ型、ファニーメイ型	
債務	諸者の信	ローン債務者の失業等により元本や利子	多くの場合、債務保証機	一般的に、債務保証機関	同左	同左	リスクを証券の価格に織	信用補完を行う公的機関	・中古住宅が適正
用し	スク	の支払いが不能となるリスク	関が負担。	が負担。			り込んで投資家に転嫁。	が負担。	な価格で取引さ
			債務保証機関は、借入者	債務保証機関は、借入者			通常は、超過担保、現	公的機関は、借入者の支	れることで担保
			の支払う保証料と担保物	の支払う保証料と担保物			金準備などの仕組み上の	払う保険料、融資機関の	物件の処分によ
			件の処分による回収金に	件の処分による回収金に			措置、及び民間保証機関	支払う保証料等及び担保	る回収が向上
			より負担。	より負担。			の利用、担保物件の処分	物件の処分による回収金	し、リスク低減
							による回収金によりリス	により負担。	に貢献。
							クをカバー。		
	金利リ	貸付原資と貸付との間で期間や金利の種類	財政融資資金による長期	 民間金融機関の負担	金利スワップによるヘッ	社債発行による長期調達	リスクを証券の価格に織	同左	
	スク	等が異なるために、市場金利の変動によっ	固定の調達でクリア		ジでクリア	でクリア	り込んで投資家に転嫁		
		て逆ざやが生じてしまうリスク							
Α	期限前	借換や住替えによる一括返済など満期前に	公庫負担となり、最終的	民間金融機関の負担であ	民間融資機関の負担	同左	リスクを証券の価格に織	同左	
L	償還リ	おける途中償還に伴い、期待していたキャ	には財政負担	るが、短期調達のためリ	期限前解約の場合、中途	コーラブル債(提示した	り込んで投資家に転嫁		
М	スク	ッシュフローが得られないリスク、返済資		スクは小さい	解約コストを要す	期限より前に発行者が償			
IJ		金を有利に運用できないリスク	公庫に対する繰上償還額			還することができる権利			
ス			最大 H7 年 9.9 兆円			がついた社債)の活用に			
ク			H12年 5.6 兆円 J			より投資家への転嫁が可			
						能			
	流動性	 長期にわたり資金が固定されるため、貸出	 財政融資資金の借入れで	民間金融機関の負担	民間融資機関の負担		 証券化により流動性を高	公的機関の信用補完によ	
	リスク	原資を調達し続けることが困難になるリス	クリア				め、証券の売却により資	り、左記に比し、一層の	
		ク					金を流動化することでク	流動性を確保することで	
							リア	クリア	
					・金利スワップは相対取引。	・最長20年の銀行社債が		・公的機関の信用補完によ	
					契約当事者の合意があれ	発行されているが、		り左記の場合に比し、低	
					ばどのような取引も可能	償還期間10年以上の発		コストでの調達が可能	
					であるが、 気配値が公表	行額は4,350億円	・証券市場の整備、投資家	・同左	
備	考				されている取引は10年	(12年度)	の育成等が課題	公的機関による信用補完	
					物まで。	・銀行の格付けいかんによ		は銘柄の統一的効果等を	
						り調達コストが変動		有し、発行規模の拡大、	
								流通性の向上等により証	
								券市場の拡大等に効果	

(注)「ALM (Asset/liabilitymanagement)リスク」

すべての資産、負債にかかわる総合的な収益が市場金利などの変動により減少する可能性や、デリバティブ取引などに伴う損失の可能性などを総合して ALM リスクという。

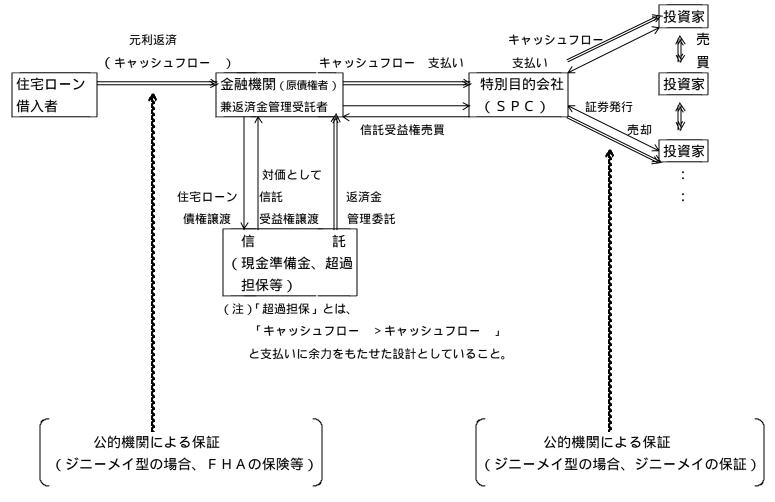
(参考1関連)

金利スワップのイメージ



証券化のイメージ

(我が国の民間による過去の事例を単純化したものをベースに作成)

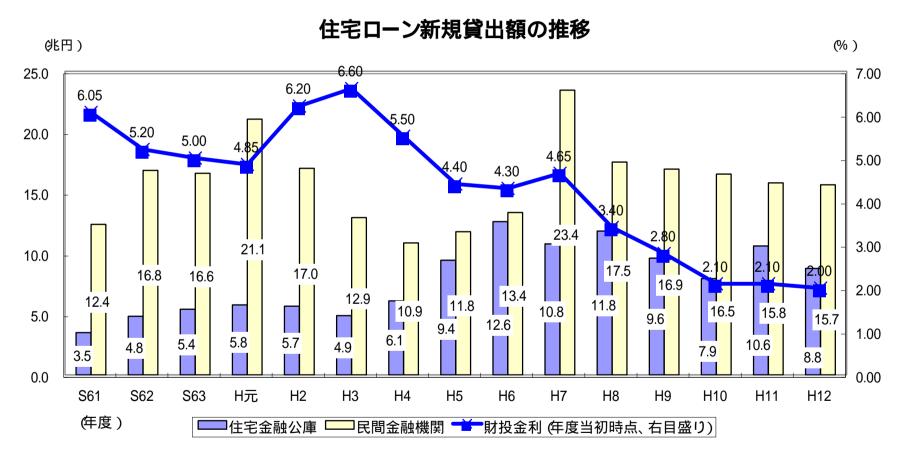


(補)ファニーメイ型の場合、上記の「信託」と「SPC」の部分の双方の機能をファニーメイが果たすことにより、 投資家に対してキャッシュフローの支払いを公的信用力をもって保証

<低利の住宅ローンの政策コスト	考え方 >			(参考 2)
制度の現状	利用者側からみた必要性と政策 効果		証券化を前提とした場合の低利実 現の考え方	欧米における仕組み
中堅勤労者を中心に住宅取得を支援するため、基準金利による貸出を実施。 上記基準金利には、法定の上限金利を設定 1~10年目 5.5% 11年目以降 7.5%	市場金利の動向によって家計への負担が大き〈変動することのない基準金利でのローンが可能。	財政融資資金等を活用した長期低利の安定した資金調達 低利の安定した資金調達 平成 13年度 財政融資資金 約 8兆円	政府信用を背景とした証券発行による相対 的に低利な資金の調達	< アメリカ> 証券化による市場からの直接資金調達による市場からの直接資金調達による市場が低利の実現住宅ローン利子所得控除、住宅ローンの利子を毎年の所得額から控除。減税額約6兆円(2000年度)
	1~10年目 負担率 22.5%	にあっても、一定の範囲内の金利水準 (上限5.5%の基準金利)で資金を供給し、中堅勤労者を中心に住宅取得を支援するため、調達金利と貸付金利の金利差に対し、一般会計から補給金等を投入しているが、最近で	(2)利子補給 利子補給に伴う財政負担の増大について検討が必要。 多くの民間金融機関に利子補給を行うこと に伴う事務コストの拡大について検討が必要	<フランス> の%融資制度:中低所得者の住宅取得に対し、金利0%で融資(ただし、住宅価格の20%が上限。国は利息相当部分を金融機関に対し補助)助成額約1400億円(1998年度)住宅貯蓄融資(PEL)・中堅勤労者向け長期低利融資(上限60万フラン)原資は、住宅取得予定者の積立貯蓄。助成額約170億円(1998年度)協定融資(PC)・中堅勤労者向け融資(貸出金利の上限あり)助成額約80億円(1998年度)対人住宅手当(APL)・住居費を所得の一定割合に抑えるため、協定融資等を受けた住宅に居住する世帯を対象に一定額の住宅手当を支給助成額約8500億円(1998年度)(借家を含む)
	基準金利5.5% (財投6.5%)の場合 「与件】購入価格 3528万円 年収748万円 (平均年齢 37.8歳) 自己資金746万円 借入額 2782万円 (ケース1)公庫融資(5.5%)を利用 1~10年目 負担率 24.5% 11年目以降 負担率 26.9% (ケース2)10年固定ローン (7.5%)を利用 1~10年目 負担率 30.1% 11年目以降に金利が1%上昇した場合 負担率 32.8% 総返済額の差 年収2年分		イ税額控除金利動向に関わらず、実質的に金利を一定割合低下させる効果がある。ロ利子所得控除高金利時の低減効果が大きい一方、納税額が少ない者に対する減税効果が小さくなる。	住宅取得資金を融資 (住宅購入額の 2割 まで) 原資は、住宅取得予定者の積立

住宅関係税制の国際比較 (特家取得促進・所得税関係)

国名	日本	アメリカ	イギリス	ピッ	フランス
制度の名称	住宅ローン控除制度		住宅ローン利子税額控除 (2000年廃止)	住宅取得給付金制度	0%融資制度
控除方式等	税額控除方式	所得控除方式	税額控除方式	補助金方式	融資制度
概要	住宅ローンの年末残高 に控除率を乗じた額を15年間毎年税額控除 1~6年目 1.00% 7~11年目 0.75% 12~15年目 0.5% 対象債務限度額 5000万	以下の債務の利子額を 毎年所得額から控除。 住宅の取得、建設、改修 のための債務 対象債務限度額は100万 ドレ約1億700万円。 住宅担保債務(使途は 自由) 対象債務限度額は10万ドル約1070万円。	住宅ローンの利子の10%を毎年税額控除 住宅ローンの返済につき、借入者は利子の10%を控除した額のみを金融機関に返済し、利子の10%分を国税庁が金融機関にまとめて還付する。対象債務限度額は3万ポン	住宅新築、購入、増改築を行った場合、国が8年間毎年~を合計した補助金を支給基本補助額(毎年)新築・取得価格の5%(5000DM:25万円上限)中古・取得価格の2.5%(2500DM:12.5万円上限)増改築:費用の2.5%	中低所得者の住宅取得に対し、金利 0%で融資 融資限度額:世帯人員と地域に応じ7万F~18万F (105~270万円)以下で住宅価格の 20% 返済期間:7年(最も高い所得層)~21年(最も低い所得層)
対象住宅	 1戸		1戸	1戸	1戸
控除等期間	15年間	無期限	無期限	- '/ 8年間	7~ 21年
減税等規模	約5600億円 (2000年度)	58億ドル(6兆2900億	16億ポンド(2560億円) (1999/2000年度)	42.1億マルク(2100億 円) (1998年度)	7 217
経緯		従前 :住宅に限らず全ての 債務の利子は所得控除可 能	1967年 利子税額控除制 度創設	1987年:住宅取得価額の 5%(16500DM:82.5万円上限)を8年間所得控除	従前:住宅ローンの支払利 子の25%を5年間税額控 除
	1999年 住宅ローン控除制度創設	1986年 レーガン税制改革により、住宅以外の利子所得控除は廃止、住宅については対象を2戸目までに限定した上で存続	税額控除制度廃止	1996年 所得控除方式を 給付金方式に変更	設 1997年 住宅ローン利子 税額控除制度を廃止し、住 宅取得施策としては0%融 資に一本化。
			(参考)1997年労働党政 権	参考)1998年社会民主 連立政権	/参考)1997年社会党政 権



(資料)住宅金融公庫:住宅金融公庫調べ。 民間金融機関:金融経済統計月報(日本銀行)。

<合理的基準に基づ〈融資審査> (参考4)

制度の現状 	利用者側からみた必要性と政策効果	現行システムの政策コスト	考えられる代替手段の政策効果と政策コスト	欧米における仕組み
融資条件 (公庫)	H13日本総合研究所調査 * 民間金融機関から融資を断られる際の理由	公庫住宅融資保証協会による保証	1 融資選別を禁止する法規制	<アメリカ> 信用機会均等法 (Equal Credit
ローンの申込みが可能な者の要件(次の 1から4までのすべてにあ てはまる方)	担保評価額 (42%) 年収 (32%)	費の投入はなし	米国の様に合理的基準に基づかない融資選別を禁止し、これに違反する行為の	Opportunity Act):人種、肌の色、宗教、 性別、婚姻状態、年齢、雇用形態等による
1 自己居住用持家住宅の建設 購入 2 70歳未満 (申込日現在)	勤続年数 (18%) 個人所有資産 (12%) 年齢 (9%)	化	規制などの規制措置を講ずる。 < 論点 > 法規制をかけることの実効性、コス Hこ	与信差別の禁止
3 毎月の返済額の5倍以上の月収 (ローン負担率 2割以内) 公庫以外にも借入れがある場合は、総返済負担率(注1)による審査も実	·雇用形態 契約社員・自営・アルバイト・バート等)(6%) ・業種(4%) 動務先(3%)	は以下のとおり。	見合った効果が得られるかどうかについ て検討が必要	
^{施。} 4 日本人または永住許可などを受けている外国人	, ,	保険料(円) = + (中間資金を受け取る場合のみ) {基本融資額(円) + (特別加算額(円) × 1.2) × 別に定める係数() + 10,500 中間資金受取額(円) × 0.015%	公的機関が住宅ローンの元利金の返済	FHA保険:民間金融機関融資に対して、 債務不履行になった場合に連邦政府が損 失を補填するように保証する融資保険
(注1) 総返済負担率による審査 総返済負担率(%) = {(今回の住宅取得の借入金の年間返済額 + 今回の住宅 取得以外の借入金の年間返済額)/12//((申込本人の収入 + 収入合算者の年 収)/12)×100	ルー ト調査) 合算者の審査年収が厳しい 一般どの銀行は本人収入or年収の少ない方の1/2し	保証期間に応じた係数。ちなみに保証期間が35年の場合の係数は約1.4%	< 論点 > ・大数の法則によるリスクの分散化が可能	FNM Aの支払保証 :担保価値に対する融 資比率が8割を超えない場合、民間による
総返済負担率が次の基準を超える場合は、公庫が資金計画、返済能力、担保などの状況を個別に確認。 年収300万円未満25%以下 年収300万円以上400万円未満30%以下	かカウントしない)	参考)民間金融機関の系列保証会社への支援 (週刊ダイヤモント調査)		保証を求めず
年収400万円以上700万円未満35%以下 年収700万円以上40%以下	勤務先企業の審査がある (年齢等の条件をクリアしていても、勤務先企業の	三井住友銀行 3339 三菱東京グループ 6050 UFJグループ 3000	FHA保険付き住宅ローンの貸倒率 1.6%('96)	┎╷╷╻┍╸┎╸╪┾╦┸ <i>╩╸╻╸</i> ┍┍┩╸ <i>╚╸</i>
(参考) 公庫融資の延滞債権率 10.66%(H12) (6ヶ月以上の延滞債権の貸出債権全体に対する比率)		大和・あさひグループ 150 注:支援額は一部推定を含む90年以降の累計。債権放棄、資金贈与、増資などを含む。	3 <u>公的直接融資</u> 融資選別の対象となる者に対して直接 融資を行う	FHLBによる直接融資 (M PFプログラム) 加盟金融機関を通じ固定金利で直接融資、97年発足、99年貸付実績18億ドル
	完済年齢が低い (民間は75歳以下、公庫は80歳以下) 会社経営者のまたが終した。			州政府等による直接融資: 各州の住宅金融機関等を通じ様々な融資プログラムを実施。
	・自営業者の審査が厳しい 審査金利が高い ・適用金利が2%であっても、審査金利は4%程度 を使う)			代表例) 中低所得者向け一次取得者支援プログラム (First-Time Home Program) 頭金援助プログラム (Down Payment Assistance Program)
	上杉委員御説明(11月20日) 審査は、一般的には収入と返済の比率や購入物件 の評価などを総合的に勘案して実施。 収入の絶対水準に関する基準は設けていないケー			
	以入の絶対小学に関する基準は設けていないケースも多いようで、設けていても概ね100~200万円に設定。			

信用機会均等法 (Equal Credit Opportunity Act)について

人種、肌の色、宗教、出身国、性別、婚姻状態、年齢、公的扶助の受給、雇用形態を理由とした与信の差別を禁止

差別禁止の規定

(1)年齡

・未成年を理由に拒否することは容認 ・信用力の判断要素として年齢を考慮することは容認 ・高齢者を優遇することは差別にあたらない

(2)公的扶助

社会保障や児童扶助などの公的扶助の受給による差別の禁止

(3)性別

子供を産む計画や、産児制限の有無を聞くことも禁止

(4)婚姻状態

・婚姻の有無、離婚・再婚・別居などについて、申込書に記入させること も禁止

(5)雇用形態

非常勤雇用による収入は、審査の際に他の収入と同様に取り扱うこと

収入の審査

公的扶助や、年金、離婚手当・養育費等も他の収入と同様に取り扱う (減額して算入することや除外することは禁止)

与信拒絶の場合の措置

申込受理後30日以内に承認・不承認の通知

拒絶する場合は書面で通知を行い、 拒絶の理由を通知」または 理由の説明を求める方法を通知」

拒絶の理由は明確であることが必要(審査基準に合致しないため」という理由は不可)

不当な差別を受けた場合、与信者に対し直接損害賠償を求めることができるほか、集団訴訟の提起も可能

FHA保険について

1 概要

民間金融機関の行う住宅融資に対して、借入者が債務不履行となった場合に政府(連邦住宅局(FHA))が損失を補填する融資保険であり、信用力・資金力に乏しく一般金融機関が融資することが難しい者にも住宅融資を受ける機会を与える制度。

FHA保険の中で最も一般的なセクション 203(b)の仕組みは以下のとおり。

融資上限(2000年): \$132,000~\$239,250

L T V 上限: 97.75%最長融資期間: 30 年物件要件: 基準あり

保険料: 融資期間やLTVの率に応じた保険料を払う。

現時点では、融資期間 15 年超の場合、融資実行時に融資額の 1.5%(当初保険料)を支払い、その後、年初残高の年率0.5%(期中保険料)を毎月支払う。ただし、期中保険料については、5年以上の償還を行い、LTVが78%以下になった

場合、キャンセルとなる。

2 収支状況

FHA保険は、政府出資の基金及び保険料収入によって賄われている。中低取得者向けの持家促進策として保険しており、90~92 年度までは 10~70 億ドルの赤字を計上。保険料体系を変更(当初保険料の新たに設定)し、実質的な保険料の引上げを行った結果、93 年度 16 億ドル、94 年度 11 億ドルの黒字に転じ、その後、経済情勢の好転や収支の改善から保険料が引き下げられた。(当初保険料 財政悪化時3.8% 現在1.5%)

MPF (Mortgage Partnership Finance = 住宅ローン協調融資) プログラム

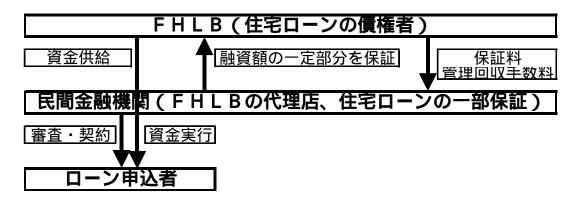
<u>FHLB(連邦住宅貸付銀行)は、97年より加盟金融機関(貯蓄金融機関及び商業</u>銀行)を通じて、固定金利で直接融資を行うMPFプログラムを開始。

ファニーメイ、フレディーマックの証券化プログラムに対抗するもので、FHLB が金利リスク、(繰上償還による)オプションリスクを引き受け、代わりに加盟金融機関が信用リスクの一部を保持。

貸付実績は 99 年末現在 18 億ドルであり、米国の住宅ローン市場における占有率はまだ極めて小さいものの、急成長。

FHLB: 1932 年創設。政府支援企業(GSE)の位置付け(政府による役員の任命、政府緊急融資枠の設定)。全米を12 に分けて設立されている。

(参考) MPFプログラムの概略



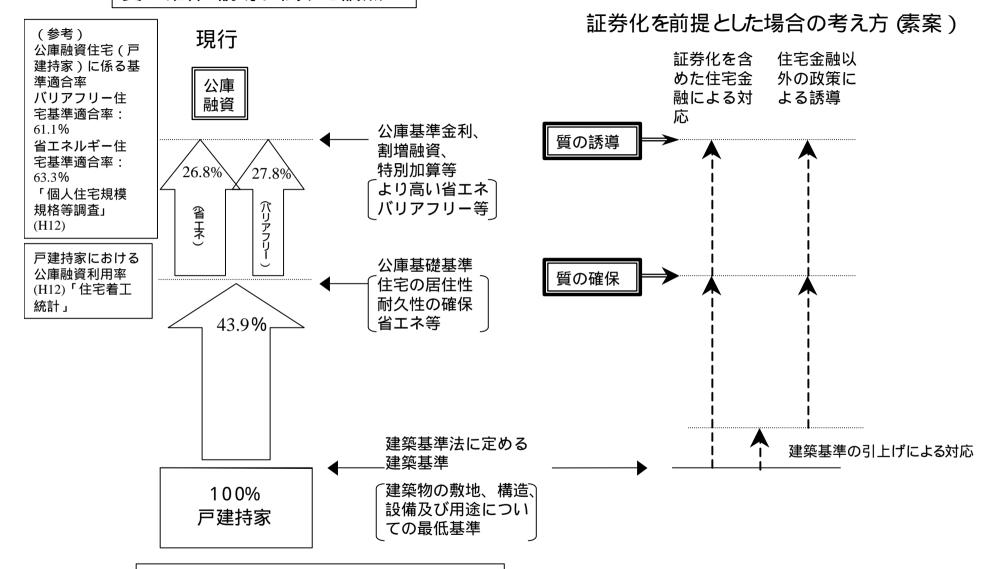
<質の確保・誘導(新築住宅)>

・貝の唯体 切守 (別末)		利用者側からみた必要性と政策効	租行システムの政策コスト	考えられる代替手段の政策効果と政	<u>欧米における</u> 什织み
ルルガイへを対して					ドングにのこの工程の
#u == 0.07.75	++ >+- = IDT TT	果		策コスト	
	基準の概要	上段 利用者側、下段 政策効果			
	例:	<耐久性 耐用性>	財政融資資金等を活用した長期低利	公庫融資が担ってきた質的確保 誘導機能	アメリカ 融資保険における要件と
全公庫融資住宅に要求	<耐久性 ・耐用性>	一定の住宅の質が確保され、資産価値を保			して住宅の質を誘導。特に、FHA保
		全。また持家の売却の際にも、良質な住宅と	平成 13年度	質を確保 誘導しようとする住宅の機能ごとに	
構造等)	できる耐久性 耐用性の高い住宅。	しての信用が得やすい。	財政融資資金 約 8兆円		物件最低基準 (Minimum Property
安全性、居住性(原則 2以上				資産評価 担保価値の維持に及ぼす効果等)に	
の居住室、一定の省エネル	耐久性を有する柱 土台	トックとして活用できる耐久性の高い住宅を		基づいて質的確保 誘導の必要性 緊急性を勘	
ギー性等)		供給。			性及び省エネルギー等に関する質を
·敷地規模:原則100m²以上	·小屋裏·床下換気	また、融資を行う住宅金融公庫にとっても、融	・市場の金利が大きく変動するなかにあっ		確保。
適切な維持管理体制(マン			ても、一定の範囲内の金利水準(上限	1)法制度による直接規制	
ション) 等	給排水管の点検口設置 等			建築規制の一部に取り込むことにより、確実な	
			勤労者を中心に住宅取得を支援するた		いても規制が存在し、建築規制の
<u>基準金利</u> (2.6% (H13.9.1現	割増融資			全国同一の基準による規制になじまないもの	
在))	·床面積120㎡以上	高齢期の居住を確保するとともに、高齢者			応。補助制度により、低収入世帯
耐久性基準 + バリアフリー				規制基準の決め方によっては、財産権の行使	の省エネ対策を促進。
耐久性基準 + 省エネルギー				に対する過度の制限を伴う恐れ。自ずと限界	
	容易なもの 等				ドイツ・バリアフリー、省エネ等につ
割増融資等		し、バリアフリー化された住宅ストックの形成	వ .		いても、州建築基準令等において
		に寄与。			規定が存在。また、温暖化対策を
ついて融資額を増額	基準金利	2015年におけるバリアフリー化された住宅		2)融資債権の証券化に際し、公的機関による	推進する観点から、復興信用金庫
(割増融資)	段差の解消	ストック:全ストックの約4割を目標。(八期住			によるCO2削減プログラムを実施。
・バリアフリー住宅		宅五計)		・市場を広くカバーするため、質を確保・誘導す	
	手すりの設置	(1) — + 11 + ³		る効果が高いが、一方で、高すぎる基準を設定	
省エネルギー住宅	等を誘導	<省エネルギー>			任の明示、住宅性能表示制度等の
省エネルギー型設備設置工	割増融資	住宅の断熱性を向上させ、省エネルギーを		・買取、保証基準では、現行の直接融資で行わ	沽用により 質の向上を誘導。
		促進。また、光熱費を節約。		れている各段階のきめ細かい質的誘導が可能	
		・地球環境問題に対応し、住宅の断熱性を向		かどうか。	
	応設備の設置を誘導	上させることを通じて、民生部門におけるエネ		審査方法についても検討が必要。	
除却工事 (適正な解体処理)		ルギー消費の高い住宅のエネルギー消費を			
(特別加算) ・地方公共団体施策住宅(良	< 自	抑制し、CO2削減に寄与。 省エネルギー対策の推進による住宅・建築		3)税制による質の確保 誘導 税の公平性の観点や執行体制などからみて、	
質な木造住宅等)		物の省エネ性能の向上 2010年までに原油		きめ細かい政策誘導を行うことは困難。	
高齢者等同居住宅	・H4の省エネルギー基準	換算860万kl 新設着工に占める次世代省エネ基準の達		融資の活用が期待しにも、既存住宅のリ	
住宅瑕疵保証 (その他 (実質 8割融資))		新設有工に古める次世代有工不基準の達 成割合 2008年度以降 5割相当 (総合資源工		フォームも対象とし得る。	
(ての他 (夫員 8制融員)) ・歴史文化継承住宅		成割日 2008年度以降 5割相目 (総百員源工 ネルギー調査会省エネルギー部会報告)		 4 浦助・利子補給による質の確保・誘導	
	パッシブソーラーシステムの設置工事に	ベルギー調査会員エベルギー部会報合)		4 / 開助 利丁補給による員の確保 誘導 個人住宅の質的向上に直接助成を行っている	
	ハッシフシー フーシステムの設置工事に も適用			個人住宅の負的円工に直接助成を行うている 例が少ない。	
	一切四 用			Iがひない。 I・利子補給については再掲	
				では、「田道にしていては出物	
<物件塞杏>					

< 物件案杏 >

	制度の現状	利用者側からみた必要性と政策効	現行システムのコスト	考えられる代替手段の政策効果と政
制度の概要	基準の概要	」果 上段 利用者側、下段 政策効果		策コスト
物件審查	を行う 維持管理体制 (マンション)について は、公庫支店で審査を行う	建物に対する信頼性が高く資産処分や住替えがより容易。 住宅の質の向上を担保。 また、融資を行う住宅金融公庫にとっても、融資対象の担保の質を確保し、資産処分の際のリスクを軽減する効果をもつ。	るチェック (回) 住宅金融公庫から地方公共団体等へ の委託料:10,900円/戸	他の機関への委託型(従来型) 指定確認検 査機関、指定住宅性能評価機関、特定行政庁 他の制度インフラの活用型(住宅性能表示制 度等)

質の確保・誘導に関する論点



現行の公庫融資は、広い市場カバー率にあって 住宅の質の確保に極めて重要な役割を果たして いる

(参考資料)M PSと住宅金融公庫における基礎基準の比較(新築戸建住宅の場合)

住宅金融公庫における基礎基準

項 目	基準の概要
敷地の接道に係る基準	敷地は、一般の道に原則 2m以上接道
敷地の規模に係る基準	敷地面積は、原則100㎡以上
住宅の規模に係る基準	床面積は、原則30㎡~280㎡ (マイホーム新築の場合、80㎡~280㎡) 併用住宅の住宅部分の床面積は1/2以上
住宅の規格等に係る基準	原則 2以上の居住室、炊事室、便所、浴室の設置
構造・戸建型式等に係る基準	木造の住宅は一戸建て又は連続建てに限定
断熱構造に係る基準	555省エネ告示レベルの断熱構造
住宅の耐久性確保に係る基準	耐久性を有する土台 柱、高さ40cm以上のRC造布基礎、小屋裏 ·床下換気、防腐 ·防蟻措置 等
配管設備の点検に係る基準	点検口等の設置

MPS 物件最低基準:FHA保険の対象となる住宅が満たすべき基準)

M PS (物件最低基準: FHA保険の)	対象となる住宅が満たすべき基準)						
項 目	基準の概要						
敷地状況の基準	敷地は原則として独立した1区画であること 敷地には健康、生命、物件価値向上等に係る危険性がな 敷地は、公道又は私道に接道していること	敷地には健康、生命、物件価値向上等に係る危険性がないこと					
	IIII O I T C I PI C I P						
区画設計の基準		区画内には、良好な居住環境を創出するための設備 施設が設置されていること 区画内の道路は既存道路に接続し、必要なアクセスを提供できること					
浸水対策の基準	最下階床高さがNFP(全国浸水保険プログラム)基準に通	合する等浸水対策が講じられていること					
エネルギー効率性の基準	CABO (全米建築主事協議会)のモデルエネルギー基準に	こ適合すること					
上水道システムの基準	水道管は、原則として無鉛管であること 4時間以上の間、5gpmの水を搬送できる能力があること	4時間以上の間、5gpmの水を搬送できる能力があること 地方保健所又はFPA 環境保護機関 アニュアルに従って清掃 消毒をすること					
身障者アクセスビリティの基準	MPSの4910.1及びCFR (連邦政府規制基準)に基づき、こ	プロジェク 悔に助言					
火災安全性							
証明							
構造耐力							
基礎							
材料							
建築構成要素	2世帯向け住宅基準に適合すること 州や郡のビルディングコードを代替適用することが可能						
ガラス							
設備							
配管							
電気	NFPA(全国防災協会)の1世帯向け及び2世帯向け住宅に係る電気基準に適合すること						

(参考資料)建築基準法の建築基準、公庫融資住宅に関する基準及び性能表示基準とを比較した場合における住宅の質の誘導レベルの違い

<耐久性・省エネ・バリアフリーの例>

項目	建築基準法	公庫基準	性能表示基準
	構造部材等について防腐、摩 損防止、防蟻措置等について 規定するとともに、木造住宅に ついては床下換気措置につい て規定。: 品確法等級1と同レベル	本造住宅に係る基礎基準及び 基準金利適用住宅の共通基準 (布基礎の構造、床下・小屋裏換 気、防腐・防蟻措置、すみ柱の寸 法等について規定): 品確法等級2と同レベル	<劣化軽減対策> 等級3:柱宅の限界状態に至る までの期間が3世代 (約75~90年以上)となる ため必要な対策 等級2:住宅の限界状態に至る までの期間が2世代 (約50~60年以上)となる ため必要な対策 等級1:建築基準法相当の対策
省エネル ギー	-	割増融資(省エネルギー住宅工事(次世代型))適用 (躯体の断熱工事、開口部断熱 工事、気密工事、換気設備の設置を行う): 品確法等級4と同レベル 基準金利 省エネルギータイプ」 適用及び 割増融資(省エネルギー住宅工事(一般型))適用 (躯体の断熱工事、開口部断熱 工事、気密工事(地域のみ)を 行う): 品確法等級3と同レベル 基礎基準(躯体の断熱工事を行 え): 品確法等級2と同レベル	<省エネルギー対策> 等級4:エネルギーの大きな削減のための対策(次世代省エネ基準程度の対策) 等級3:エネルギーの一定程度の削減のための対策(新省エネ基準程度の対策)等級2:エネルギーの小さな削減のための対策(旧省エネ基準程度の対策)等級1:その他
(日常移動時 の安全 ·高齢	階段の蹴上げ、踏面の寸法や 手すりの設置、傾斜路の勾配 等について規定。: 品確法等級 1と同レベル	基準金利 パリアフリータイプ,適用及び割増融資 (パリアフリー住宅工事)適用 (段差の解消、通行幅の確保、手すりの設置、昇降しやすい階段形状等): 品確法等級3と同レベル	< 高齢者等への配慮 > 等級 5 移動の安全性及び介助の容易性に特に配慮した対策 等級 4 移動の安全性及び介助の容易性に配慮した対策 等級 3 移動の安全性及び介助の容易性のための基本的な対策 等級 2 移動の安全性のための基本的な対策 等級 1 建築基準法相当の対策

災害復興・まちづくりに対する住宅金融公庫の融資について

【災害復興】

融資種別	融資の目的	融資額	融資金利(注1)	償還期間	備考(融資実績)
災害復興住宅等	・り災家屋の復旧、地すべり 等に備えた家屋の移転・建 設、がけくずれ等に備えた 防災工事		1.70%	35年	・阪神・淡路大 震災に係る受 理実績 9 . 1 万戸 (平成6~12年度、個 人建設等(注2))

【まちづくり】

融資種別	融資の目的	融資率	融資金利(注1)	償還期間	備考(融資実績)
(例) 都市居住再生	・住宅市街地における居住環 境の改善を促進するための 住宅及び生活関連施設等の 建設	非住宅 80%	住宅 2.60% 非住宅 2.60% (11年目以降4.00%)	35年	・平成12年度の 受理実績 1 . 6 万戸

(注1)融資金利は、平成13年12月19日現在。

(注2)新築建設、新築購入、中古購入及び補修を含む。